

一般社団法人 言語文化教育研究学会
倫理規程

制 定 2024年5月9日
2023年度第5回理事会

(目的)

第1条 一般社団法人 言語文化教育研究学会（以下「本会」という。）は、多領域にわたる横断的連携を試み、また、実践現場・教育現場に根差した議論を積み重ねることで、ことばと文化の教育の実践研究の充実に寄与することをめざしている。本規程は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、信頼性と公正性を確保することを目的とし、会員が遵守すべき事項を以下に定めるものとする。

(諸規程との関係)

第2条 本規程は、会員が遵守すべき倫理を定めるものであり、論文投稿や学会発表、企画運営等に関する要領及び細則等は別に定めるものとする。

(啓蒙・啓発)

第3条 本会は、必要に応じて本会に関わる学術研究及び諸活動における倫理に関する啓発及び倫理教育を実施し、会員が本規程を遵守し誠実に行動するよう周知する。

(基本的人権の尊重)

第4条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、全ての者の基本的人権を尊重する。

(差別・ハラスメントの排除)

第5条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、性別、思想、国籍、宗教などによる差別を行わない。また、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、いかなるハラスメントも行わない。

(プライバシー保護)

第6条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において知り得た関係者のプライバシーの保護に留意し、厳重かつ適切に管理する。

(データの取り扱い)

第7条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、データの提供元となる機関等または調査協力者に、目的・方法、及びその成果の公表に関して説明責任を負い、同意を得た上でデータを収集し、そのデータの個人情報等の取り扱いに十分注意する。また、会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法で、収集したデータを管理する。

(不正行為の禁止)

第8条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、捏造、改ざん、盗用、二重

投稿等の不正行為を行ってはならない。

(研究者及び著者情報)

第9条 会員は、本会に関わる学術研究及び諸活動において、共同研究者や共著者、共同企画者等として複数の名を連ねる際は、役割分担やオーサーシップについて、合意形成をしておく。

(研究費・助成金の使用)

第10条 本会に関わる学術研究及び諸活動が、官庁・企業・大学・財団・学会等からの助成金等によってなされる場合は、助成目的及び使用規則、定められた条件を遵守する。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、2024年6月15日から施行する。